

第8章 文化財の防災・防犯

貴重な文化財を様々な被害から守ることは、最も重要なことであり、保存・活用し、さらには継承していくうえでの前提と言えます。これまで様々な対策が取られてきましたが、必ずしも万全とは言えず、残念ながら各地で被害が発生しています。また、本市においても過去に自然災害の被害や盗難被害が発生しています。このような経験を踏まえ、地域の貴重な文化財を守るために、日頃から防災・防犯に取り組んでいく必要があります。

1. 文化財の防災・防犯に関する現状

(1) 文化財の防災に関する現状

近年、気候変動により自然災害が各地で頻繁に発生しており、今後も増えることが予想されます。平成 30（2018）年の台風 24 号により、^{じょう じきょうぞう}静居寺経蔵の屋根が被害を受けました。この他天然記念物の樹木の枝が折れるなどの被害も発生しています。こうした経験を踏まえ現在あるマニュアルの見直しを検討するとともに、行政や所有者だけでなく地域住民の意識を高め、関係機関との連絡を図り災害に備えていく必要があります。

(2) 文化財の防犯に関する現状

平成 20（2008）年に法蔵寺観音堂千手観音^{せんじゅかんのんりゅうぞう}立像（市指定文化財）の盗難被害が発生しました。仏像は返還されましたが、文化財の管理の難しさを認識させられました。これ以降、盗難事件は発生していませんが、この事件を機に文化財の保存管理の助成制度を拡充し、防犯カメラの設置などの防犯対策を強化しました。しかし、民間所有の全ての指定文化財で防犯対策が取られるまでには至っていません。



写真 8-1 消火訓練（静居寺）



写真 8-2 訓練に参加する地域住民

2. 文化財の防災・防犯に関する課題と方針・事業

文化財の災害・犯罪の被害を想定し、対策を講じます。また、事前の対策と被害発生時の対応に分けて想定し取り組みます。

2-7. 文化財の防災・防犯

- 【課題】
- ・災害・犯罪が発生した際に関係機関とともに迅速な対応が求められます。
 - ・文化財の防災・防犯対策が整っていない文化財があります。
 - ・文化財の防災意識が薄れがちです。
- 【方針】
- ・関係機関との連携体制を確立し、情報共有を図ります。
 - ・文化財の防災・防犯対策を行うことで、災害・犯罪の被害を未然に防ぐとともに、被害を最小限に抑えます。
 - ・文化財の防災意識の啓発を図ります。

【事業】

No	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
13	災害・犯罪被害に関する関係機関との連携体制の確立 関係機関との連携体制を確立し、災害・犯罪が発生した際に、関係機関と迅速に対応します。	新規	市費	市民 団体	博物館課 危機管理課 消防 警察						
14	防災・防犯設備整備事業 引き続き智満寺本堂をはじめとする建造物等の防災対策を進めます。また、文化財所有者と不備状況の解消を図るための整備計画を作成し、防災・防犯対策を進めます。	継続	国費 県費 市費 民間	市民 団体	博物館課						
15	文化財防災訓練の実施 静岡市消防本部島田消防署の指導のもと、火災を想定した訓練を実施します。	継続	市費	団体	博物館課 消防						

 実施年度

2-8. 被害発生時の対応

- 【課題】
- ・発災後についての対応マニュアルが不十分です。
 - ・大規模災害の発災後は、文化財の被災対応ができる職員に限られることが想定されます。また、復旧に当たっては専門家の協力が必要です。

- 【方針】
- ・災害発生後の対応マニュアルを作成します。
 - ・被害状況に応じて、文化財レスキュー関係団体等と適切に対応できる体制を構築します。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
16	災害発生時の対応マニュアルの作成 被害状況の確認及び報告や応急措置、救出・一時避難等についての対応マニュアルを作成します。	新規	市費	市民 団体	博物館課 危機管理課 県 消防 警察						
17	文化財レスキュー関係団体等との連携 災害発生時の文化財被害への対応に当たって、文化財レスキュー関係団体等の協力を得ることができる体制を構築します。	新規	市費	市民 団体 専門家	博物館課 県						

※整備するマニュアルは、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」、「静岡県文化財防災マニュアル」に沿い、「島田市地域防災計画」と整合性を図りつつ整備します。

3. 文化財の防災・防犯に関する体制

本市に所在する文化財について、自然災害、犯罪及び人為的な事故等が発生した場合には、下図に示す体制によって関係機関が迅速に対応します。また、文化財の保存においてはその被害を想定し、未然に防ぐことが重要であることから、関係機関が連携して防災・防犯対策を実施していきます。なお、下図の関係機関だけでなく、常に市民一人一人が意識を高め、文化財を守るよう努めます。

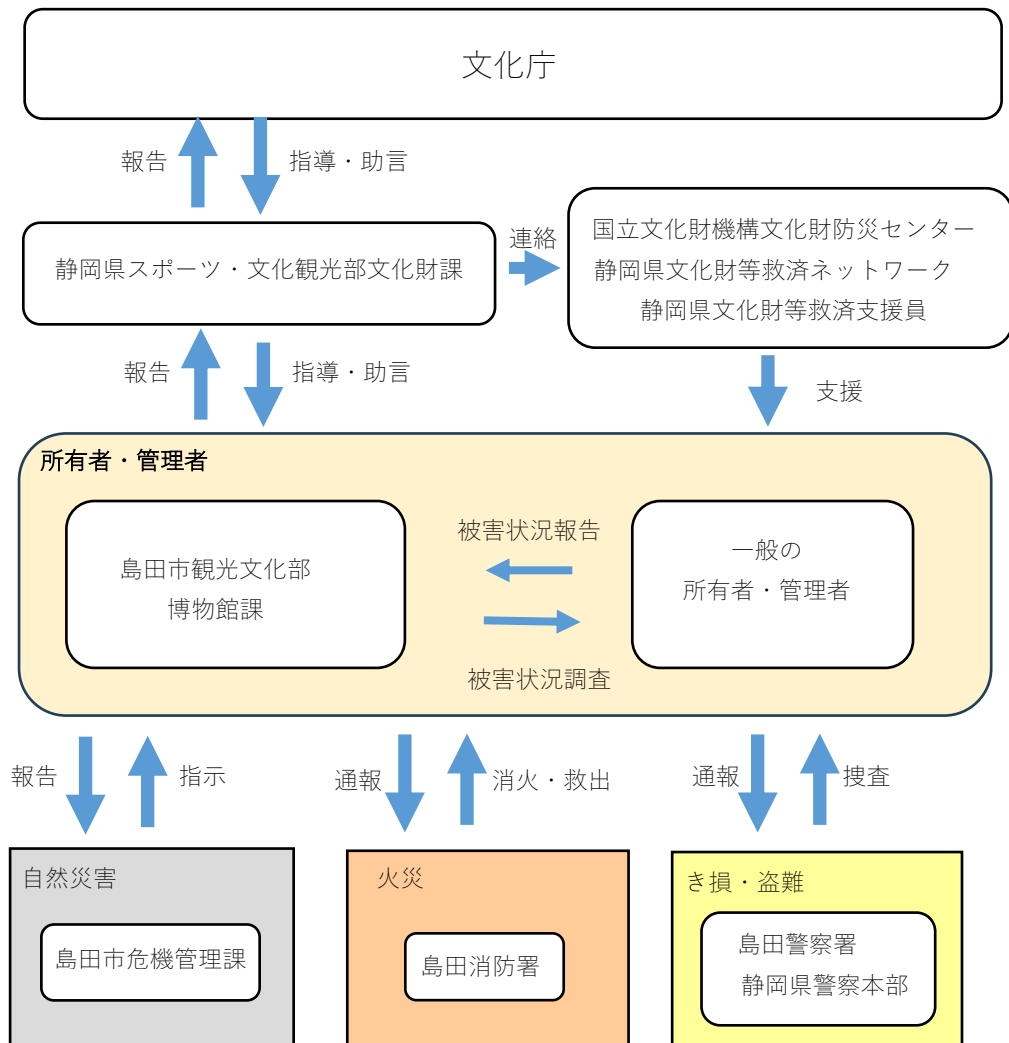


図 8-1 防災・防犯の連絡体制